

平成23年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

行政監査及び定期監査

2 監査の対象部局

(1) 都市政策部

交流推進課、情報管理課、都市計画課

(2) 総務部

課税課、納税課、庶務課

(3) 建設部

道路交通課、施設保全課

(4) 総合事務局

公平委員会事務局

3 監査の実施時期

平成23年9月1日～平成23年10月26日

4 監査の対象期間

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

ただし、必要に応じてその他の年度も含む。

5 監査の方法

監査対象部局等における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。

指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市政策部

① 交流推進課

所管する事務事業全般について実施。

ア 町会防犯灯電気料金助成外4の補助金、総額16,880,647円について、貝塚市補助金交付規則第14条に規定する確定通知がなされていない。

② 情報管理課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 都市計画課

所管する事務事業全般について実施。

ア 自然遊学館・シェルシアター使用許可書の許可権者が前市長名となっている。

(2) 総務部

① 課税課

所管する事務事業全般について実施。

ア 法人市民税について、未申告で連絡のとれない法人など現状把握が必要なものの実地調査が行われていない。

② 納税課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 庶務課

所管する事務事業全般について実施。

ア セーフティサポート隊事業委託について、業務の履行状況を警備日報で確認しているが、仕様書で定めた4ブロックの巡回が適切に

行われているか確認できていない。

イ 行政財産の使用許可の決裁について、決裁日付がないものがあった。

ウ 防犯対策業務について、貝塚市防犯協議会と委託契約しているが見積書等が提出されておらず、委託金額の根拠が不明である。また、提出された清算報告書について、証憑書類による支出内訳の確認がされていない。

エ 防犯対策業務について、貝塚市事業所防犯協議会と委託契約しているが見積書等が提出されておらず、委託金額の根拠が不明である。また、提出された清算報告書について、証憑書類による支出内訳の確認がされていない。

(3) 建設部

① 道路交通課

所管する事務事業全般について実施。

ア 道路占用の許可について、占有期間が満了したときは、再度占有許可申請書の提出を求め、申請に基づき許可書を発行しなければならないが、長年にわたり更新手続きがされていないものが複数あった。

イ 貝塚市交通安全協会補助金 1,350,000 円について、貝塚市補助金交付規則第 14 条に規定する確定通知がなされていない。

② 施設保全課

所管する事務事業全般について実施。

ア 公園遊具の点検業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 7 項の規定により随意契約を行っているが、判断基準が不明確である。

イ 市内の道路及び排水路等の作業により発生する残土処分地について、地主と覚書を交わし提供を受けているが、地主に返還する際の土地の整地方法等が記載されていない。

ウ 清名台公園、沢二色公園、東公園清掃及び樹木育成業務委託契約について、業務終了後の完了報告書が提出されていない。

エ 公園児童遊園維持管理について、見積書等が提出されておらず委託金額の根拠が不明である。

(4) 総合事務局

① 公平委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として、次の事項についての改善に努められることを望む。

ア 広報かいつかについて、現在は印刷単価を掲載しているが、人件費や運送費を含めた製作にかかる単価を掲載し、市民に正確なコストを公表されたい。(都市政策部交流推進課)

イ 放置自転車について、市民に違法駐輪の注意喚起や、駐輪場の利用を促すため、撤去保管料の徴収を検討されたい。また、検討結果を報告されたい。(建設部道路交通課)